

建築物省エネルギー消費性能の向上に関する
法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査手数料

住宅に係る技術的審査の料金

(税込金額、単位円)

		申請料金(単独)		併願申請料金※1
一戸建て住宅		30,240		8,640
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	86,400	(a)+(b) × 戸数 左記料金の2分の1の額とする
		戸数単価(b)	3,240	
	建物全体	基本料金(a)	86,400	(a)+(b) × 戸数+(c) 左記料金の2分の1の額とする
		全戸数単価(b)	3,240	
		共用部 (c)	86,400	

※1 以下のいずれかの申請を当社に行う場合が対象になります。

- ・設計住宅性能評価
- ・長期優良住宅認定技術的審査
- ・低炭素認定技術的審査
- ・贈与税非課税措置に係る住宅性能証明(省エネ性のうち、1次エネルギー消費量等級適用のもの)

※2 変更申請料金は、当社で当初の評価を行ったものは、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
当社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、一戸建て住宅の額とする。